

金文通解

競之定銅器群

山田崇仁

キーワード 東周金文 競之定 楚王恂 秦戎 軍事 競之氏

う。そこで、本論でも③呉鎮烽に従い、本器群を競之定銅器群と稱する。

器名

競之定銅器群 (③呉鎮烽)・澳門崇源銅器 (⑩黃鳳春)・救秦戎銅器群 (⑦董珊)

二〇〇七年四月、上海崇源國際オークション會社のマカオ支部にて開催された學術檢討會に、海外流出品である楚國青銅器一セット二十八件が展示された(別に「君鼎」一件が、現在臺灣に所藏されている。⑦董珊は、その後確認された一件(④『銘圖』3022か)を追加し、全三十件とする)。

最初に本銅器群を紹介したのは、①陳全方・陳馨である。

君鼎六件、君簋二件、競之定簋二件(⑤張光裕は、本器のみ高さを約70cmと記す)、競之定鬲七件、競之定豆二件、楚王恂盤一件、楚王恂匜一件、龍耳方壺二件、提鏈浴缶一件。これらの青銅器の多くに人名と考えられる「競之定」という文字列があり、彼が被葬者であり、「君」が競之定の身分を指す表記と考えられる。更に二件の楚王恂器については、楚王恂が競之定に報償として賜與した器物を副葬したものだろ



圖1：競之定銅器群圖 (⑤張光裕より)

時代

- ① 陳全方・陳警説は、鼎が春秋晩期から戰國初期、その他は春秋早期。
- ② 王輝は、春秋晩期から戰國早期だが、春秋晩期の可能性が最も高い（⑧宋華強も②王輝に従う）。

⑨ 李學勤は、春秋晩期。壽縣蔡侯墓（蔡昭侯…前五一八〜四九一）出土青銅器群に近いとする。

⑧ 董珊（昭王期）

⑩ 黃鳳春は、戰國早期（特に簡王・聲王・悼王期）。戰國早期の曾侯乙墓と浙川徐家嶺十號楚墓との間に澳門崇源銅器群を位置づける。

④ 『銘圖』、春秋晩期。

本器群以前にその存在を知られ、本器群とよく似た銘文を有するごとで改めて注目された「荊曆鐘」〔集成〕³⁸ 春秋晩期）を、⑩劉彬彬・劉長武は東周六期（前三八〇〜三〇〇）に斷代する。また、同じく類似した銘文を有する「救秦戎鐘」〔集成〕³⁷ 春秋晩期）を⑩劉彬彬・劉長武は東周四期（前六〇〇〜五三〇）に斷代するが、これは銘文の「卑」を昭王の名と判斷したためである。對して林斷代では兩者を戰國ⅠB（前四世紀前半）④『銘圖』の戰國早期晩斷〜中期前段に相當）とする。本論では「荊曆鐘・「救秦戎鐘」の斷代については林斷代に従い、また銘文の類似から同一事件を記したものと判斷して、本器群も戰國ⅠBに斷代する。

出土

不明（盜掘か）。

本銅器群が同一の墓から出土したものでどうかは確言できないが、⑤張光裕は同一墓からの獲得品であるとし、③吳鎮烽も造形・文飾・様式とサビの色から、同坑から出土したものと判斷する。本稿でもこれらの指摘に従い、同一墓出土品として検討を進める。

收藏

不明。

④『銘圖』は上海崇源國際オークション會社のマカオ支部の所藏とするが、⑧董珊は、二〇一一年にフランスのシラク大統領博物館で開催された『東波齋藏中國青銅器和金器』“Chine de Bronze et d'Or: collection Dong Bo Zai” Musée Du Président Jacques Chirac 2011）展圖録に當該器群が收録されていることを指摘する。そこからすると、香港の實業家郭炎（ピーター・クォック）の東波齋現藏と推測される（⑥張光裕が二〇〇六年十月に當該器群を見せてもらったとする友人は、或いは郭炎のことかもしれない）。

著録

公表されている寫眞は、①以下同一のものであるため、オークション會社からの提供になるものと推測される。

- ① 陳全方・陳警『澳門驚現一批楚青銅器』『收藏』二〇〇七年第一期。
- ② 王輝「也說崇源新獲楚青銅器群的時代」『收藏』二〇〇七年二期。（同『高山鼓乘集』中華書局、二〇〇八年に所收）

- ③ 吳鎮烽「競之定銅器群考」『江漢考古』二〇〇八年一期。
- ④ 『銘圖』競之定簋：4978・4979、競之定鬲：3015～3022、競之定豆：6150・6151。君簋：3592～3595、君鼎：292～295、楚王恂盤：14102、楚王恂匜：14869。
- ⑤ 張光裕「新見楚式青銅器銘試釋」『文物』二〇〇八年第一期。
- ⑥ 鄒芙蓉「新見“楚王恂恂”考釋」『考古與文物』二〇〇九年第二期。
- ⑦ 董珊「救秦戎銅器群的解釋」『江漢考古』二〇一二年第三期。

著錄等略稱

- 『集成』 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』中華書局，一九八四～一九九四年。
- 林斷代 林巳奈夫『春秋戰國時代青銅器の研究』吉川弘文館，一九八九年。
- 『新收』 鍾柏生、陳昭容、黃銘崇、袁國華『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』臺灣：藝文印書館，二〇〇六年。
- 『銘圖』 吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成』上海古籍出版社，二〇一二年。

考釋

- ⑧ 宋華強「澳門崇源新見楚青銅器芻議」『簡帛』二〇〇八年一月一日。
http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=768（二〇一六年一〇月六日閱覽）
- ⑨ 李學勤「論“景之定”及有關史事」『文物』二〇〇八年第二期。

- ⑩ 黃鳳春「新見楚器銘文中的“競之定”及相關問題」『江漢考古』二〇〇八年第二期。
- ⑪ 高澤浩「近出殷周金文考釋」第三集、研文出版，二〇一四年。
- ⑫ 陳圻秀「評金文“競之定”的人名用法」『第十八屆中區文字學學術研討會論文集』臺中：東海大學中文系，二〇一六年。

參考文獻

- ⑬ 黃錫全・劉森淼「救秦戎“鐘銘文新解”」『江漢考古』一九九二年第二期。
- ⑭ 李零「楚景平王與古多字諡」『傳統文化與現代化』一九九六年第六期。
- ⑮ 董珊「“式日”解」『文物』二〇〇七年第三期。
- ⑯ 董珊「出土文獻所見“以諡爲族”的楚王族—附說『左傳』“諸侯以字爲諡因爲族”的讀法」『出土文獻與古文字研究（第二輯）』復旦大學出版社，二〇〇八年八月。
- ⑰ 劉彬徽・劉長武『楚系金文彙編』湖北教育出版社，二〇〇九年。
- ⑱ 謝明文「競之雙鼎考釋簡」『出土文獻』第九輯，二〇一六年，中西書局。

器制

全三十件中、二十一件に銘文が見られる。これら有銘青銅器は、競之定なる人物の作器にかかる十一件（競之定簋二件、競之定鬲七件、競之定豆二件。以下、競之定器と稱す）、楚王恂の作器である二件（楚

王恣盤一件、楚王恣匱一件。以下、楚王恣器と稱す、「君」と一字銘が铸込まれる八件（君鼎六件・君簋二件。以下、「君」關係器と稱す）とに分かれる。

本稿では競之定器の銘文の解讀を中心に行い、「参考」欄で楚王恣器の釋讀を行うこととし、「君」關係器については、一字銘という事もあつて釋讀を省略する。また①高澤浩一は、競之定器について楚王簋・兩・豆とそれぞれ名付けるが、競之定銅器の作器者は競之定と考えられるため、それをよりわかりやすくするために競之定簋・兩・豆とすべきだろう。以下、そのように稱す。

また、各器制については、基本的に④『銘圖』に従っている。

競之定簋

二件あるが、兩者の形制や紋様・裝飾は同一で、サイズの差も殆どない。

全體の造形は扁平な圓形であり、蓋は中央部へ盛り上がった形となつており、下部の縁がリボン状に盛り上がっている。中央のつまみは璧形に作られており、筒状のパーツで蓋本體と繋がっている。形状は君簋とよく似ているが、兩耳の部分が獸の體を模した形になっており、耳の部分は環の部分小さく、かつ上部への立ち上がりがないという違いがある。下部がやや廣がった圈足で四角形の臺座と繋がっており、臺座は各面逆凹型の形状をしている。各部分が別個に铸造された、それを溶接して完成したとする。

腹部にはS状窃曲紋が深くくつきりと施されている一方、蓋の上部・

圈足と臺座部分の裝飾として浅い變形龍紋が施されている。

競之定鬲

口縁部に縁取りがある。そこからややすぼまった頸部から肩状に廣がつて胴體部となる。胴體部は平坦で、三つのやや外に向いた蹄型の足がつく。それぞれの足にそつて、S状の龍型つまみ状出っ張りがある。頸部と胴體部に変形の龍紋が見られる。

競之定豆

上部の縁は垂直に立ち上がり、浅い平底型となっている。柄は長めで上部から下部に向かってやや細くなる臺座はラッパの朝顔型。何れも皿部分の中央付近を欠損する。紋様などの裝飾はない。



圖2：競之定簋器影・銘文（④『銘圖』より）

る。これは②王輝の指摘通り、銘文の「戎」と「定救秦戎」が入れ替わったものだろう。これは、鑄造者が銘文を讀めていたわけではないことを示唆するものである。

佳(唯) 戠^二(弑日) 戠

戠の下に合文符号^二が見える。

當該字について、②王輝は戠を「弑日」の合文とし二月と解するが、どの暦法の二月かについては言及をしない。また別に、國差鑄(『集成』10361／春秋中期)の^二戠の例から、十二月に讀むこともできるとした。

これについて⑦董珊は、戠の類例として二〇〇二年三月に湖北省鄖縣五峰鄉蕭家河村春秋墓より出土した唐子仲瀕兒盤(『新收』1209)・匱(『新收』1211)の「佳(唯) 正月戠辛亥」を挙げ、戠を「一日」の合文であり「一之日」と解釈する(『新收』では當該字を「戠」と釋すが、⑤董珊はそれを否定して、「一日」の合文とする新説を提示した)。それを踏まえて⑦董珊は戠を「弑日」の合文であり、『詩經』豳風／七月に見える「二之日」と同義であるとする。毛傳では「一之日十之餘也。一之日周正月也。(……中略……)二之日、殷正月也。【一の日は十之餘なり。一の日は周の正月なり。(……中略……)二の日は、殷の正月なり。】とし、周曆二月／夏曆の十二月を指すとする。⑧宋華強・③吳鎮烽は董珊説を是とする。

對して⑤張光裕は、月の名稱であることは認めるものの、當該字を「正月」の別稱とし、戠系統の文字も戠の異體字であるとす。ただしこれについては、唐子仲瀕兒匱が「正月戠」とあることから支持で

きない(月名とするならば、「正月正月」と同じ表現が重複することになるからである)。

楚に關する戰國時代の出土文字史料に、楚がいわゆる周曆とは異なる曆(いわゆる楚曆)を使っていたことが知られるが(睡虎池秦簡『日書』甲種「秦楚月名對照表」など參照)、傳世文獻についても、『春秋左氏傳』莊公四・宣公十二年に戰國楚簡に見える楚曆四月の月名「荆尸」が記されるものの、楚系金文に見える月日表記がどの暦法に従っているかは定かではない。

そのため、ここでは単に十二月(曆法は不明)とのみ解釋しておくが、戠という表記が夏曆特有のものであるとするならば、董珊説の夏曆十二月が妥當な解釋となる。

王命競之定救秦戎

「王」について、本器を對象とする研究は何れも王が楚王を指すことを前提として論を進める。王が楚王であることはそれで問題ないが、この王が具體的に誰なのかについて、諸説入り乱れている。これについては後述する。

「競之定」について、⑩陳玘秀が整理しているように、この三文字をどのように解するについて複数説が提示されている。以下、検討する。

「競」について。隸定について特に異論が無い。

③吳鎮烽は、「競」の音は「竟」であり、競という姓氏であり、楚の王族の子孫であるとし、競を姓氏とする例として、南宋羅泌『路史』・

包山楚簡 110「連囂競悞」・同 118「連囂競快」・『古璽匯編』3131「競悞」を挙げる。

⑩黄鳳春は、「救秦戎鐘」の「競（景）坪（平）王之定」と同一人物であるとする。「競（景）坪（平）王」については、⑬李零が平王の多諡號であるという見解を示し、その後『上海博物館藏戰國楚竹書（六）』（以下、上博楚簡と略す）「平王問鄭寿」・「平王與王子木」、『清華大學藏戰國竹簡（壹）』（以下、清華簡と略す）「楚居」、『清華簡（貳）』「繫年」などに平王を「競坪王」と記す例が獲得されたことにより、それが妥當であることが確かめられた。

「救秦戎鐘」と競之定器群の銘文の表現が一部重なることからすれば、⑩黄鳳春の指摘通り、「競之定」と「競（景）坪（平）王之定」が同一人物であり、楚平王に出自する世族「競（景）氏」の成員の一人であるとして問題ない。⑨李學勤は平王の王子の一人とし、楚の戰國時代の三世族である昭・景・屈氏の一つ景氏の始原に近い人物とし、或いは司馬子賈（公子啓）ではないかと推測する。後述のように、國君の分族が二次姓を稱するのは曾孫世代以降という春秋期の一般則からすれば、⑧李學勤の司馬子賈説には左袒できないが、始原に近いとする指摘はその通りだろう。

問題は「之定」の部分である。

「之」について。隸定については異論が無いが、「之」を動詞（「行く」の意）として読むべきとするか否かで説が分かれる（動詞説に従うものとして⑤張光裕・⑪高澤浩一がある）。

動詞説の根據は、「救秦戎鐘」の「競（景）坪（平）王之定」の嘗

ての釋讀で「景平王、定に之^く」と「之」を動詞（「行く」の意味）、「定」を地名としてそれぞれ解釋してきたことにある。一見して判るように、本器の「競之定」と「救秦戎鐘」の表現がほぼ重なるため、有力な論據となり得るはずだが、金文の語法として、「之」は代名詞や助詞としてのそれがほとんどであり、動詞として使われることはないという大きな問題がある。更に、「競之某」の表現を共有する「競之夔鼎」（戰國早期 ⑮謝明文參照）では、「競之夔自作……」とあり、また新出の「競之羨鼎」（湖北省宜城跑馬堤墓地出土 戰國早期）でも「競之羨之少鼎」とあるように、「競之某」で人名を表現していることが明白な用例が複数獲得されたこと、並びに清華簡「繫年」第二十三章に「景之賈與舒子共止而死」【景之賈と舒子共、止まりて死す。】と「競之賈」が人名として書かれている用例を踏まえれば、「競坪（王）之某」で人名を表現していることはもはや疑いなく、動詞説は成立し得ないものとなる。

問題は「之」が姓に付くのか名に付くのかという点である。これについて、⑯董珊は楚王に出自する姓だとする點は共通するも、楚に關連する「楚王之諡十之名」形式の出土文字資料の例（「龔之睢」『上海博物館藏戰國楚竹書（四）』「昭王與龔之睢」、「臧王之墨」・「臧之無咎」『包山楚簡』第8簡、「競之上」『大市量（滕公量）』（④『銘圖』18815）、『邵（昭）王之諡』『集成』03634・03635・02288）から判斷して、「競之」という複字姓であると指摘する。

⑯董珊説については、蘧（為）氏の自作器のいくつかに「楚叔之孫某」と稱する例（『集成』2357・9426『新收』NA0405・NA0410など）

があるため、「某王之孫」の省略形と見なすことも可能だろう。そのため、本稿では⑩董珊に従い、「之」を姓に付くものとする。

「定」について。⑦董珊は「定」ではなく「金」と隸定し「灋(法)」と釋すべきだとする。「定」「金」両者の字形を比較すると、前者は上部の左右にたれる部分が一端外向きに廣がってから下に向かうが、後者はその逆で一端へこんでから左右に廣がる形状となる。競之定器群の上部の字形は、何れも中央から少し下がってから左右下斜め α 度方向に進み、繼いで下方向に向きを変える。この形は、圖5の α に舉げた「定」「金(法)」の例と比較すると、より前者のそれに類似する(『新金文編』は「定」の例として本器も収録する)。そのため、⑦董珊は支持しがたいものとなる。

新金文編・卷七 定

九九〇



圖5:「定」字の例(『新金文編』より)



圖6:「法」字の例(『傳抄古文字』より)

⑩黃鳳春は「之」を語助詞であり特に意味は無いとし、「定」を名とする「景定」なる人物であるとす。③吳鎮烽は「之定」を個人名であるとし、例として春秋期晉の介之推や虞の宮之奇・鄭の佚之狐・燭之武などを挙げる。「之」が姓に属することは先に述べたので、ここでは「定」を名としておく。

⑦董珊では、より具體的に⑨李學勤と同じく楚の昭王の兄弟公子啓(字子閭。司馬子畷と同一人物)であるとす。この⑦董珊説については、「金」を「灋」と釋するという前提(並びにそこからの普通に「啓」と「金」が通ずるとする)で組み立てられているため、當該字を「定」と釋するべきとする本論の立場からは指示できない。

『春秋左氏傳』などの例を見る限り、春秋期諸侯の國君分族成員は、曾孫世代から氏族名を冠するようになる(公子某—公孫某—諡号由来の氏+個人名の形式)、そのため、氏族名を稱する成員は、少なくとも曾孫以下の世代となるが、楚については、例外的に若敖・蚡冒・武王出自の若敖氏・蕩(蕩)氏・屈氏の初代成員が、それぞれ鬬伯比・蕩章・屈瑕と氏+名形式で書かれているという問題がある。これについては、系譜史料で蕩章(『潛夫論』志氏姓「王子無鈞」が王子号を

もって書かれ、また別の楚武王王子である公子元は公子某の稱謂で呼ばれ、武王の孫世代に属すると想定される成王初期の王孫游・王孫喜殿は何れも王孫某なる稱謂であり、何れも氏を稱していない。加えて、成王以降の氏を稱した公族分族については、例えば囊瓦・陽句が公曾孫の代ではじめて氏を稱すように、『左傳』の通例と合致していることからすれば、楚に由来する『左傳』當該部分の材料の時點で改變されたものと考えられる。

これらの點からすれば、「競之定」については、「平王の子孫ではあるが平王王子とは確言できない」とする⑩黃鳳春の指摘が妥當と判断される。

「救」について、③吳鎮烽は援助・救助・解救の意味とする。それで問題ない。

「秦」について。④『銘圖』は牛と林とに従う字形「𣎵」に隸定し「秦」と釋する。この字形は北宋・郭忠恕『汗簡』の「秦」字本林𣎵に近似し、楚王會志鼎（『集成』2794・2795）にも類例𣎵がある。「秦」と解して問題ない。

傳世文献に見える「秦戎」の用例としては、『管子』小匡篇が挙げられる。小匡篇の文は基本的に『國語』齊語を下敷きにしたものだが、「而秦戎始從」部分は小匡篇段階で付加されたものである。これについて③吳鎮烽は齊が秦を貶めた表記ではないとするが、一方吉本道雅は齊湣王時代（300～284BC）の齊秦對立を背景にこのような表現をとったとする（吉本道雅「春秋三傳小考」『東亞文史論叢』二〇〇三年。同「中國古代における華夷思想の成立」夫馬進編『中國東アジア外交

交流史の研究』京都大學學出版會、二〇〇七年。）。

ただし、本銘文の「秦戎」は諸侯たる秦を指すのではなく、③吳鎮烽の述べるように、秦地から伊河・洛河周邊に居住していた戎と解すべきである。

戎は、一般には「西戎」として理解されるように、西方に居住する集團だとされる。しかし先秦期の戎は、諸侯國周邊に居住しつつも諸侯に臣従していない独自集團の一種であり、『春秋』隱公二年「二年春、公會戎于潛。」【二年春、（魯）公戎に潛に會す。】に見えるように、諸侯國周邊に居住している戎も存在していた（方角と蠻夷戎狄の名稱が固定した表記となるのは、戰國初期以降の概念を反映する『禮記』曲禮下「其在東夷・北狄・西戎・南蠻・雖大、曰子」にまで降る。上述吉本「中國古代における華夷思想の成立」を参照）。

洛水方面の戎として、『春秋左氏傳』（以下『左傳』と略）に「陸渾之戎」・「戎蠻子」・「伊雒之戎」の三集團が見える。

『左傳』僖公二十二年「初、平王之東遷也、辛有適伊川、見被髮而祭於野者、曰「不及百年、此其戎乎。其禮先亡矣」。秋、秦・晉遷陸渾之戎于伊川。」【初め、平王の東遷するや、辛有伊川に適き、被髮して野に祭る者を見て曰く「百年に及ばずして、此れ其れ戎とならんか。其の禮先ず亡びたり。」と。秋、秦・晉陸渾の戎を伊川に遷す。】

『春秋』文公八年「十月乙酉、公子遂會、雒戎盟于暴。」【十月乙酉、公子遂、雒戎に會して暴に盟う。】

『左傳』「冬、襄仲、會晉趙孟盟于衡雍、報扈之盟也。遂會伊雒之

戎。】冬、襄仲、晉の趙孟に會して衡雍に盟うは、扈の盟に報いるなり。遂に伊雒の戎に會す。】

※經「雒戎」と傳「伊雒之戎」と表現が異なるが、『經典釋文』では「伊」が脱落した可能性を指摘し、『春秋公羊傳』文公八年付載經文では「伊雒戎」に作るため、『左傳』付載經文も本來は「伊雒戎」に作っていた可能性が高い。

『春秋』昭公十七年「八月、晉荀吳、帥師滅陸渾之戎」【八月、晉の荀吳、師を帥いて陸渾の戎を滅す】。

『左傳』「晉侯使屠蒯如周、請有事於雒與三塗。襄弘謂劉子曰「客容猛。非祭也。其伐戎乎。陸渾氏甚陸於楚、必是故也。君其備之。」乃警戎備、九月丁卯、晉荀吳帥師、涉自棘津、使祭史先用牲于雒。陸渾人弗知、師從之、庚午、遂滅陸渾、數之以其貳於楚也。陸渾子奔楚、其衆奔甘鹿。周大獲。宣子夢文公攜荀吳、而授之陸渾。故使穆子帥師、獻俘于文宮。」【晉侯屠蒯をして周に如き、雒と三塗とに事有らんことを請わしむ。襄弘、劉子に謂いて曰う「客の容は猛なり。祭るに非ざるなり。其れ戎を伐たんか。陸渾氏は甚だ楚に陸じ。必ず是の故ならん。君其れ之に備えよ」と。乃ち戎の備を警しむ。九月丁卯、晉の荀吳師を帥いて、棘津より涉り、祭史をして先ず牲を雒に用いしむ。陸渾の人知らず。師之に従う。庚午、遂に陸渾を滅し、之を數むるに其の楚に貳するを以てす。陸渾子は楚に奔り、其の衆甘鹿に奔る。周大いに獲たり。宣子、文公の荀吳を攜えて、之に陸渾を授けるを夢む。故に穆子をして師を帥いて、俘を文宮に獻ぜしむ。】

『春秋』哀公四年「晉人執戎蠻子赤歸于楚。」【晉人戎蠻子赤を執えて楚に歸す。】

『左傳』「夏、楚人既克夷虎、乃謀北方。左司馬販・申公壽餘・葉公諸梁、致蔡於負函、致方城之外於繪關、曰「呉將沂江入郢、將奔命焉。」爲一昔之期、襲梁及霍、單浮餘圍蠻氏、蠻氏潰。蠻子赤奔晉陰地。司馬起豐・析與狄戎、以臨上雒。左師軍于菟和、右師軍于倉野、使謂陰地之命大夫士蔑曰、晉・楚有盟、好惡同之。若將不廢、寡君之願也。不然、將通於少習以聽命。士蔑諸趙孟。趙孟曰「晉國未寧、安能惡於楚。必速與之」。士蔑乃致九州之戎、將裂田以與蠻子而城之、且將爲之下。蠻子聽卜、遂執之與其五大夫、以畀楚師于三戸。司馬致邑立宗焉、以誘其遺民、而盡俘以歸。」【夏、楚人既に夷虎に克ち、乃ち北方を謀る。左司馬販・申公壽餘・葉公諸梁、蔡於を負函に致し、方城の外を繪關に致して曰く「呉に將に江を沂り郢に入らんとす。將に命に奔らんとす。」と。一昔の期を爲して、梁と霍とを襲い、單浮餘蠻氏を圍み、蠻氏潰ゆ。蠻子赤晉の陰地に奔る。司馬起豐・析と狄戎とを起して、以て上雒に臨む。左師は菟和に軍し、右師は倉野に軍し、陰地の命大夫士蔑に謂わしめて曰く「晉・楚は盟有り、好惡は之を同じうす。若し將に廢せざらんとすれば、寡君の願いなり。然らざれば、將に少習に通じて以て命を聽かんとす。」と。士蔑諸を趙孟に請う。趙孟曰う「晉國未だ寧からず、安んぞ能く楚に惡しくせん。必じ速かに之を與えよ。」と。士蔑乃ち九州の戎を致し、將に田を裂きて以て蠻子に與えて之に城かんとし、且つ將に之が爲

にトせんとす。蠻子トを聴く。遂に之を執え、其の五大夫と與に、以て楚師に三戸を昇う。司馬、邑を致し宗を立て、以て其の遺民を誘いて、盡く俘にして以て歸る。】

『左傳』成公六年に、この三種の戎が併記される。

『左傳』三月、晉伯宗・夏陽説・衛孫良夫・寧相・鄭人・伊維之戎・陸渾・蠻氏侵宋、以其辭會也。【三月、晉の伯宗・夏陽説・衛の孫良夫・寧相・鄭人・伊維の戎・陸渾・蠻氏、宋を侵すは、其の會を辭するを以てなり。】

洛水流域は、春秋中期以降に晉が進出を始めて以降、晉楚の係争地の一つとなってきた。

「救秦戎」なる文字列は、「救秦戎鐘（或名「秦王鐘」『集成』371）」にも記され、本器群との関連で改めて注目を集めることになった。

……（前厥）……秦、王卑（俾）命競（景）坪（平）王之定救秦戎。

【……（前厥）……秦、王景平王之定に俾命し秦戎を救わしむ】
また、「荊曆鐘」も、「救戎」「楚競（境）」という類似した銘文を持つことが知られる。

荊曆屈夕、晉人救戎于楚境。【荊曆屈夕、晉人戎を楚境に救う】

この「救戎」事件について、郭沫若は「荊曆鐘」の事件を『春秋』魯昭公十七（楚平王四／前五二五）年の晉荀吳による陸渾之戎出兵と陸渾之子楚逃亡事件を指すとし、一方顧鐵符は魯哀公四（前四九一）年の楚による戎蠻子滅亡を指すとした。しかし、これについては林斷代では戦國ⅠBとなるため、否定される。また、「救秦戎鐘」についても斷代が同じであるため、これら「救戎」事件は、傳世文獻に記さ

れていない戎出兵を記述したものと考えられる。

両器と競之定器群との関係について。「救秦戎鐘」は銘文の「王俾命競平之定、救秦戎一部分が、競之定器群銘文と表現がほぼ一致することからして、同一事件を記したものとよい。

一方「荊曆鐘」については、⑦董珊や⑧李學勤は銘文の荊（楚）曆の屈夕（別に屈・とも書かれる）が楚曆二月（夏曆では十一月）に相當すること、及び競之定器群銘文の「式日」すなわち夏曆十二月と一月違いであることから、こちらも同一事件を指したものとする。しかし、月の近接だけを證據として両者が同一事件を指したと確言することは難しく、また「荊曆鐘」の現存部分で解釋する限り、戎を救ったのは晉であるため、本稿では同時期の「救秦戎鐘」とは別の起こった出来事を記録したものと判断しておく。

競之定関連銅器群は、林斷代戦國ⅠB、すなわち前四世紀前半が年代範囲となる（楚の悼王期に相當。在位年は清華簡「繫年」の補正を踏まえると前399～379年となる。吉本道雅「清華簡繫年考」『京都大學文學部研究紀要』五一、二〇一二年参照）。この當時は、清華簡「繫年」第二十三章に「楚聲桓王立四年、宋公田・鄭伯駘皆朝于楚。王率宋公以城榆關・實武陽。秦人敗晉師於洛陰、以爲楚援。【楚聲桓王立ちて四（前400）年、宋公田・鄭伯駘皆な楚に朝す。王宋公を率いて以て榆關に城き、武陽を實く。秦人晉師を洛陰に敗り、以て楚の援と爲す。】とあるように、周の王畿周邊の諸侯である宋・鄭を従属させ、晉と洛水周邊を巡り對立していた。楚がこの地域へ出兵した主要な要因は、三晉の一つ韓が鄭征服を企圖していたため、鄭はそれに対抗す

るために楚と結んだことによる。

しかし、聲王の次代、悼王二年に三晉が楚に侵入し(『史記』楚世家「二年、三晉來伐楚、至乘丘而還」)二年、三晉來たりて楚を伐ち、乘丘に至りて還る(、)それに乘じて鄭が離反(「繫年」第二十三章「聲王即世、悼哲王即位。鄭人侵榆關。」)【聲王世に即き、悼哲王位に即く。鄭人榆關を侵す】)するなど後退が始まり、最終的には鄭が韓に征服される(前375年)ことに象徴されるように、楚はこの地域から駆逐されるに至る。従って、當時韓の勢力下にあった洛水周邊に競之定が出兵可能な時期は、悼王の始めがその下限となる。

傳世文獻にはこの時期の洛水周邊の戎を巡る晉楚對立は見えないが、上述の「繫年」第二十三章のように、我々が知り得ないこの方面での晉楚對立が継続していたことは確かである。同簡には「競之賈」なる人物が鄭の離反を咎めた楚の出兵の中で行われた珪陵での戦で死亡したとする記述もあり、競之定も景氏成員の一人として、このような戦國初期の晉楚抗争の一翼を担い、功績を挙げたのだと推測される。

大有(功) 于洛之戎

「(宀) について。本字については、郭店楚簡「窮達以時」第九簡「子胥前多功、後戮死」など楚簡にいくつか使用例があり、「功」(郭店楚簡『老子』丙本)や「賈」(上博楚簡「容成氏」第二十号簡)と釋される。一方⑤張光裕は、包山楚簡の例から「大有(宀)」を「攻解」の意味ではないかとする。張氏は「攻解」について、李學勤の『論衡』解除篇に見える「鬼神の驅除」説に従う(『尚書・金縢』與楚簡禱祠)【中

國經學』第一輯、廣西師範大學、二〇〇五年)。ただし、氏は「功」とする説も別途指摘する。ここは前段の秦戎への出兵についての結果を述べている部分なので、②王輝のように「功」とし、「多大な功績があった」と解釋するべきである。

「洛」について。洛を洛水流域とすると、陝西省を北から南に渭水に流れ込む洛水と、秦嶺山脈から洛陽東の黄河に流れ込む洛河の二つがある。②王輝・③呉鎮烽は、洛陽周邊を流れる洛河周邊を指すとするが、妥當な指摘だろう。傳世文獻では「雒水」とも書かれるが、先秦の出土文字史料(師永孟(永孟)『集成』10322・「敵毀」『集成』04323・上博楚簡「容成氏」など)では、「洛」が使用される。







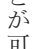
「洛之戎」について。金文の文脈からすると、「秦戎」と「洛之戎」とは、戎の異なる集團、もしくは前者がより大きな集團を指し、後者がそこに含まれる個別の集團を指したものと考えられる。「洛之戎」が「伊雒之戎」である可能性も考えられるが、表現の類似以外に確たる史料もないため、本論では別集團だとしておく。あるいは「秦戎」というより輿地を想起させる表現を踏まえれば、『古本竹書紀年』晉列公三年「晉烈公三年、楚人伐我南鄙、至於上洛。」【晉烈公三年、楚人我が南鄙を伐ち、上洛に至る】(『水經注』丹水等に引く)に見えるような、現在の陝西省商洛市洛南縣近辺への軍事行動と解すべきなのかもしれない。

甬(用) 乍障弊

「甬」について。競之定簋ではやや判讀しづらいが、競之定鬲で「甬

字に作っているのが判讀できる。③呉鎮烽は「甬」を用いるの假借とする。それで問題ない。

「障𦉳」について。③呉鎮烽は「尊彝」の意味とする。それで問題ない。

字形について見ると、 (障) については類例が多いため特に問題とはならない。一方、 と井に從う について、よく似た形が曾公乙墓出土禽章作曾公乙罍に見える()。競之定器群では「井」を「甬」に作るが、⑧宋華強の指摘するように「井」の訛變と考えられるため、同字であるとしてよい。また別に、『説文解字』十三上「彝」の古文に が収録されるが、當該字は あるいは の省體と見なすことが可能だろう。

訓讀

【唯れ弑日、王、競之定に命じて秦戎を救わしむ。大いに洛の戎に功有り。用て障彝を作る。】

現代語譯

(某年) 十二月、楚王が競之定に命じて秦方面の戎を討伐させた。洛河周邊の戎を安撫するのに多大な功績があった。そこでこの祭器を作成した。

參考

楚王恣器 (楚王恣盤・楚王恣匜)



圖4：楚王恣盤器影 (④呉鎮烽より)
銘文写真 (⑤張光裕より)

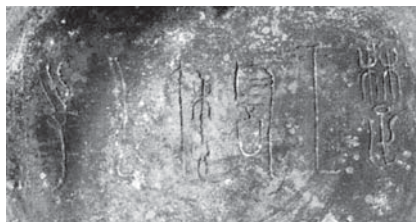


圖5：楚王恣匜器影 (④呉鎮烽より)
銘文写真 (⑤張光裕より)

器制

楚王恣盤

口縁部がややすぼまった形、腹部はやや鼓型、底は平らに近い。口縁部に沿って溝が掘られており、一對の小さな細い環状取手と環耳（一つを失す）が付く。三つの平らな環状の足が底に付く。腹部に魚子紋が、底に近い部分に変形龍紋が施されている。

楚王恣匱

口縁部がややすぼまった形、腹部はやや鼓型、平底。前部に短い管状の注ぎ口があり、上部を獸面紋の浮き彫りで飾る。後部に龍を象った取手部分が付く。口縁部下の腹部に魚子紋が、底に近い部分に変形龍紋が施されている。

銘文

盤は内側底部に八字。一行三字×三行（最終行二字）で、左から右に書かれている。

楚王恣（熊）

恣乍（作）寺（持）

盥盤（盤）

匱は内側底部に六字。右から一行で書かれている。

楚王恣（熊）恣乍（作）寺（持）

楚王恣（熊）恣

楚王については春秋戦國の諸侯たる楚國王を指すとして、特に異論もない。

「恣（熊）」は楚國君の姓である。『左傳』や『史記』楚世家などの傳世文獻では「熊」と書かれるが、出土文字史料では恣と書かれることがほとんどである。「詛楚文」に楚の懷王を指して「楚王熊相」と書くのが、出土文字資料で楚國君の姓を「熊」と表記する数少ない例である。郭沫若「詛楚文考釋」は、「詛楚文」は秦惠文王更元十三年、楚懷王十七（前312）年の作とする。他に新蔡葛陵楚墓竹簡に、穴熊（甲三35、零560 552 554）・熊犧（零2）とあるが、楚王の姓としては使用されていない。

恣は影紐、談部。熊は侵部。旁轉で通用する関係にある。

「恣」について。③吳鎮烽は、楚王の名前であり、人に従う休声とし（筆者注：心に従うの誤記か）、『廣韻』「恣」（卷二 十八尤）の古字形とする。また、③吳鎮烽・⑤張光裕は、包山楚簡に「恣」名の人物が二名見えることを指摘する。

盤は「恣」に、匱は「恣」に作る。⑤張光裕は、「木」の部分について「木」に字形が近いとするものの、楚簡の「木」とは明らかに異なる字形であるとする認識から「木」に従う字形としている。

乍（作）寺（持）盥盤（盤）

「乍（作）寺（持）」について。④『銘圖』は、それぞれ「作」「持」の省體とし、「守持」の意味であるとする。吳氏が引くように、『國語』

越語「夫國家大事、持盈。」【夫れ國家の大事には、盈を持す】とあり、韋昭が「持、守也。」と注することでも明らかである。⑤張光裕は曾侯乙墓出土青銅器銘文に「永持用享」「作持用終」とあるのを、本器の銘文との類似から、斷代の参考になると指摘する。

「盥盤（盤）」について。二字で本器の種類を表現したものである。匱の銘文が當該部分を欠くこともそれを裏付ける。③呉鎮烽は、盤と釋される字の上半部を月と父とに従う字「盥」に隸定する。呉氏は、楚簡には舟と月、あるいは父と父とが混用される例を挙げる。確かに楚金文の盤字には本器とよく似た字形に作るものもあるが、これらは何れも舟と父の異體字のようにも見える。いずれにせよ「盤」と釋すことに問題は無い。

楚王恣の比定について

楚王の諱については、これまで傳世文獻や出土文字史料に幾人かの實例を得るが、「恣」については本器の用例が初出であるため、諸氏どの王に比定するかの見解が異なる。それによって、本銅器群全體の斷代も分かれるため、楚王が歴代の誰に相當するかを比定することは、本銅器群の解明の上で重要な検討対象となる。⑤張光裕のように、待考として具體的な王の比定をしない研究者もいるが、本器を採り上げる研究の多くは比定作業を行い、各自の説を提示している。

成王說

最初期の研究である①陳全方・陳馨は、本器の斷代を春秋早期とす

る考えから、成王の諱「熊惲」の假借字とする。ただし、①の斷代については既に②王輝をはじめ否定されているので、本説を検討する必要は無い。

平王說

④『銘圖』は、春秋晚期から戰國早期前段という自身の斷代案を背景に、當該期の楚王（平王・昭王・惠王）の中から、惠王（熊章）は金文に諱「章（璋）」が見えることを根據にまずは除外する。そして平王（熊居）・昭王（熊珍）のいずれかではないかと推測し、「休」（『說文解字』「休、息止也」）・「居」（『呂氏春秋』孝行覽／慎人「不居」（高誘注「居、止也」））の通假並びに、器形や文様の特徴、加えて歴史的背景から平王の方がより妥當ではないかと結論づける。

昭王說

②王輝は、當該器を春秋晚期とする斷代から、靈王・平王・昭王の三人にまずは當てはまるとし、通假から平王と昭王（『爾雅』釋詁上「珍、美也」。同下「休、美也」）の可能性が有るが、呉鎮烽との對話の中で昭王の方がより妥當ではないかとする結論に至ったと述べる。

⑧董珊は、通假から昭王であるとする。③宋家強に『左傳』昭公二十六年に「太子壬弱其母非適也」【太子壬は弱く。其の母は適に非ざるなり】、『太平御覽』卷百四十七『左傳』曰（……中略……）太子任弱、其母非嫡、注…太子任、昭王也。秦嬴也。」とあり、『春秋』哀公六年「楚子軫卒」【楚子軫卒す】、『史記』楚世家「乃立太子珍、

是爲昭王。】「乃ち太子珍立ち、是れを昭王と爲す。」とあり、壬・任は日母侵部、軫は端／章母文部とするのを引き、両者は通假字の関係にあるとする。侵部と文部とは旁轉の関係にあるのでこれは問題ない（ただし、⑧宋家強は傳世器の楚王頌鐘の「楚王頌」を昭王とする説を支持し、楚王恁を悼王とする）。

董氏は、恁（筆者注・幽部）と壬（筆者注・侵部）とが音が近く通ずる関係があるとす。まず、『禮記』檀弓上「棺束縮二、衡三。枉每束一。」【棺束は縮二、衡三。枉は束毎に一。】を引き、鄭玄注「枉（筆者注・侵部）、今小要。枉、或作漆、或作髹。」【枉、今の小要なり。枉、或いは漆に作り、或いは髹に作る。】について、『說文解字』髹「漆也。從黍髹聲。（唐韻・許尤切）。」を参考に、漆は髹（幽部）の誤字であり、『釋文』「枉而審反、又而鳩反、髹又作髹、許求反」の髹は髹の省體であり、髹と髹とは声譜を入れ替えた異體字関係にあるとする。

また、董氏は別に本器の「作持」という表現が曾公乙以前の曾公邛作器（『集成』11094、11095）に見えることを根據に、同様の表現を持つ本器もまた恵王以前であるとす、昭王であるとすの自説を補強する。これについては、『集成』は曾公邛戈を戦國早期に斷代し、また「作持」と解釈できる表現については、曾公乙墓出土青銅器にも見えるので、必ずしも恵王以前である必要は無い。むしろ本器が春秋末以降にも斷代できる證左となる材料となる。

悼王説

⑦鄒芙蓉は、當該器群を戦國早期偏晩に斷代し、「恁」と異體字關

係にある恁（『廣韻』卷二下平十八尤）に「戾也」とあり、『爾雅』釋言「疑、休、戾也。」と併せて恁と疑との通假を指摘し、悼王（熊疑）ではないかとす。

⑩黃鳳春は、「恁」と異體字關係にある恁（『廣韻』卷二下平十八尤）に「戾也」とあるのを、平王の諱「居」との間に停止休息の義が共通するとし（『爾雅』釋詁下「休、息也」）、義通からの通假が成り立つとするものの、器の斷代の面からこれは支持できず、競平王が諡号を氏族稱謂としてることからも、平王説は成り立たないとする。また彼は本器群を戦國早期に斷代し、年代的に當てはまる簡王（熊仲）・聲王（熊當）・悼王（熊疑）のうち、音通から悼王ではないかとし、休（曉紐幽部）と喜（曉紐之部）が雙聲旁轉で通じ、喜と疑（疑紐之部）が同紐同部で通じることからそれを傍證する。

その他、⑧宋家強は簡王説も検討し、斷代的には最も合致する可能性が高く、また簡王の諱「仲」は冬部なので、幽部の恁と陰陽對轉となり、通假を推定することは可能とはするものの、「中」を聲符に持つ字と幽部の字が通假する事例が得られていないことを理由にそれを否定している。

以下、筆者の比定案を提示する。

まず本器の斷代だが、楚王恁器群と競之定器群のそれが同時期であるか否かで問題がある。先に競之定器群については林斷代で戦國IBという斷代案を示したが、楚王恁器群は器形の特徴からして天星觀一号楚墓出土盤（林斷代戦國IB）と類似しているため、戦國IBで問題ないだろう。そうなると、簡王・聲王・悼王が相當するが、⑧宋家

強の説を参考にすれば悼王となるため、本稿でも悼王説に従う。

訓讀

【楚王熊佗、持する盥盤を作る。】

現代語譯

楚王熊佗は堅く守る盥盤を作った。

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員
(花園大學囑託専任講師・)

